



臨床・疫学研究には

研究倫理審査

ご存知ですか？

を受ける必要があります

倫理指針に準拠した倫理的配慮が必要

臨床・疫学研究の実施にあたっては、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省告示、平成26年12月22日公布、平成27年4月1日より施行。平成29年2月28日一部改正。）に準拠して進めることが求められています。

人を対象とする研究の場合、学会発表、論文投稿の対象となるものについては、研究計画を立てる時点で、倫理審査が必要かの判断、並びに必要なものについては倫理審査を受けることが医療の世界では当然視されてきています。

薬剤師が行う調査・研究も、人を対象とする研究（患者アンケートなども含みます）に該当する場合には倫理審査を受ける必要があります。

日本薬剤師会学術大会では2019年の山口大会から必要

例年開催されている「日本薬剤師会学術大会」においても、第52回大会（2019年10月・山口）から、一般演題（口頭発表、ポスター発表）の募集の際に、倫理審査を受けているかどうかの確認が行われます。**第52回大会以降は倫理審査が必要であるにも関わらず、審査を受けていない研究については発表ができなくなります。**

研究倫理や倫理的配慮についての研修の受講が必要

人を対象とするアンケート調査や研究を考えている方は、研究計画を立てる前に、まずは研究倫理、倫理的配慮についての研修を受ける必要があります。

三重県薬剤師会では2018年度から会員を対象に「研究倫理、倫理的配慮に関する研修会（仮称）」を開催する予定です。（詳細が決まり次第お知らせします。）

三重県薬剤師会の研究倫理に関する規程

三重県薬剤師会では、「研究倫理審査委員会規程（手順書）」及び「研究倫理審査委員会規程細則」により研究倫理審査を実施していました。今般、日本薬剤師会が2017年12月1日付けで臨床研究に係る手順書等を改定したことから、当会の規程（手順書）及び規程細則を日薬の改定内容に準拠し、全面改訂（平成30年3月22日施行）を行い、より判りやすいものとなりました。

- 「人を対象とする医学・薬学系研究倫理審査に関する規程」（三重県薬剤師会版）
- 「人を対象とする医学・薬学系研究倫理審査に関する規程細則」（三重県薬剤師会版）

研究倫理審査に関するお問い合わせは

一般社団法人三重県薬剤師会 薬事情報センターまで 電話 059-228-1113

ホームページ <http://www.mieyaku.or.jp/>